第5章 推進体制

1 県の推進体制

人権施策の推進に当たっては、全庁的な推進体制である「埼玉県人権政策推進会議*」において、各部局相互の連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

各部局においては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれの人権課題への意見や要望を把握するとともに、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持ちながら諸施策を 積極的に推進します。

また、人権施策の推進状況については、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

2 国、市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、市町村の行政機関をはじめ、民間団体等がそれぞれの立場で人権施策に取り組んでいます。県はこれらの機関等と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、民間団体と行政機関等で設置している「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会*」や法務省(さいたま地方法務局)や埼玉県人権擁護委員*連合会等で設置している「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会*」を中心に、民間団体等と連携・協力し人権啓発活動を推進します。

さらに、県民にとってより身近な地方公共団体である市町村の取組と協働し、県下全体で人 権尊重社会づくりを進めます。